

美馬市美馬リバーサイドパークの管理運営に関する年度協定書（案）

美馬市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和  
年 月 日に締結した美馬市美馬リバーサイドパークの管理に関する基本協定書  
（以下「基本協定」という。）に基づき、美馬市美馬リバーサイドパークの管理に係る年  
度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

**（年度協定の目的）**

第 1 条 年度協定は、美馬市美馬リバーサイドパークの管理業務（以下「本業務」という。）  
の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを  
目的とするものである。

**（令和 年度の業務内容）**

第 2 条 甲及び乙は、令和 年度の業務内容は、別添基本協定書に定めるとおりである  
ことを確認する。

**（令和 年度の指定管理料）**

第 3 条 甲は、本業務の実施の対価として、金 円。※ 4 月、9  
月、12 月、3 月の四半期毎に金 円（消費税及び地方消費税を含  
む。）を支払うものとする。但し、第 1 期については準備金として 4 月に支払いをする。

**（疑義等の決定）**

第 4 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。  
基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保  
有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地  
美馬市長

乙